

(様式1)

八市教施第246号

令和8年6月24日

文部科学大臣 殿

八代市長 小野 泰輔

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

八代市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和7年度～令和8年度（2年間）

(担当)

八代市教育委員会教育施設課

住所：熊本県八代市松江城町1-25

電話：0965-33-6134

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 安全・安心な教育環境の確保を図る整備

・障害のある生徒の学習環境等を改善するため、中学校1校(五中)にエレベーターを新設し、バリアフリー化を図る。
・小学校1校(八千把小)の貯水槽を耐震性貯水槽に改修を行い、防災機能の強化を図る。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

八代市の学校給食施設は、14調理場のうち9ヶ所が築30年以上を経過し、現在の学校給食衛生管理基準に適合していない調理場は9ヶ所あり、作業方法の工夫などの運用より対応している状況である。老朽化への対応や学校給食衛生管理基準に適合した施設となるよう、令和5年3月に策定された「八代市学校給食施設基本計画」に基づいて「(仮称)八代市新南部学校給食センター施設整備事業」を実施し、令和9年2学期の供用開始を目指す。衛生的かつ効率的な学校給食施設を整備し、安全・安心な学校給食を提供する。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		24 校
中学校		15 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		1 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		2 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		1 校
教員及び職員のための住宅		5 戸
学校給食施設	単独校調理場	8 箇所
	共同調理場	6 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	39 箇所
	学校武道場	11 箇所
	社会体育施設	10 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和元年10月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、個別施設計画として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

各年度当初や次年度予算要求時に事業の進捗状況及び既存施設の改修状況について確認を行う。 計画期間中及び終了時に外部有識者による外部評価や施設利用者等へのアンケート等を実施し、客観的意見を踏まえた評価を行う。評価結果は市のホームページ等で公表する。
--

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]